

## ◆指定給水装置工事事業者の変更手続き一覧◆

### 指定事項の変更の届出

#### 1. 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	法人					個人		
	注1) 届出書	登記事項 証明書	定款 (写)	注2) 誓約書	注3) 事業者証	注1) 届出書	住民票	注3) 事業者証
氏名又は名称						●	●	●
住所						●	●	●
電話番号	●					●		
FAX番号	●					●		
事業所の名称	●	●			●			
事業所の所在地	●	●			●			
代表者の氏名	●	●	●	●	●	●	●	●
役員の氏名	●	●		●				

注1)届出書は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注2)誓約書は、「様式第2号 誓約書」です。

注3)事業者証は、当局発行の「福島市水道局指定給水装置工事事業者証」を返却して下さい。

#### 2. 注意事項

- (1)当該変更のあった日から30日以内に提出して下さい。
- (2)届出書の「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入して下さい。
- (3)登記事項証明書は、**履歴事項全部証明書**とする。
- (4)定款は、余白に「原本証明」を記載して下さい。

☆原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇水道

代表取締役 〇〇 一郎 印

- (5)届けている役員が退任のみである場合は、誓約書の提出は必要ありません。
- (6)個人(法人)事業者から法人(個人)事業者への変更は、指定事項の変更では申請できません。  
この場合は、「個人(法人)事業者の廃止」申請をした後、「法人(個人)の新規指定」申請をして下さい。

## 主任技術者の選任又は解任

### 1. 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	法人及び個人			
	注1) 届出書	主任技術者免状(写)、 または主任技術者証(写)	免許証又は 保険証(写)	顔写真(免許証か パスポートサイズ)
選任	●	●	●	●
解任	●			

注1)届出書は、「様式第5号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」です。

### 2. 注意事項

(1)主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく提出して下さい。

また、婚姻等で氏名の変更があった場合も、忘れずに届出をして下さい。

(2)主任技術者が欠けたときは、当該事由発生日から2週間以内に提出して下さい。